BAKER & MCKENZIE

Client Alert

April 2016

インドネシア商業省、製造業者に製品輸入を認 める制度を復活させる

2015 年 12 月 23 日、インドネシア政府商業省(以下「**商業省**」といいます。)は、補完財、テストマーケティング用製品及びアフターセールスサービス用製品の輸入の規定に関する、商業大臣規程第 118 号(No.118/M-DAG/PER/12/2015)(以下「規程第 118 号」といいます。)を公布しました。この規程によって、製造輸入業者番号(以下「API-P」といいます。)の保有企業は再び、製品を、補完財、テストマーケティング用製品及びアフターセールスサービス用製品として輸入できるようになります。この規程は、輸入業者番号に関する商業大臣規程第 70 号(No.70/M-DAG/PER/9/2015)(以下「規程第 70 号」といいます。)により実施された輸入制限を撤回するものであり、2016 年 1 月 1 日に発効しました。

API-P 保有企業への影響

ご承知のとおり、規程第 70 号は、API-P 保有企業に、商業大臣(以下「大臣」といいます。)から製造輸入業者(PI)ライセンスを取得することを条件として、一定の基準のもと販売される工業製品/完成品(すなわち、テストマーケティング用製品及び補完財)の輸入を認める例外を廃止しました。この件に関する当事務所のクライアントアラートをご参照ください(ここをクリック)。この廃止は事実上、API-P 保有企業による工業製品/完成品の輸入が不可能になったことを意味します。

規程第 118 号は、規程第 70 号の公布により生じた問題を解決する可能性があります。先に配布された規程の草案に示されるように、規程第 118 号における、テストマーケティング用製品及び補完財として使用される製品の輸入の考え方は概ね、以前に輸入業者番号の規定に関する商業大臣規程第 27 号(No.27/M-DAG/PER/5/2012)に規定され、直近に商業大臣規程第 84 号(No.84/M-DAG/PER/12/2012)(以下「規程第 84 号」といいます。)において改正されたものと同様です。補完財及びテストマーケティング用製品は規程第 84 号において既に認められていましたが、規程第 118 号は、アフターセールスサービス用に使用される製品の輸入についての新たな基準を採用しました。規程第 118 号では、製造輸入業者という用語の使用を止め、代わりに、テストマーケティング用製品、補完財又はアフターセールス用の製品として使用される製品の輸入についての輸入許可(以下「輸入許可(IA)」といいます。)という新たな用語を使用します。従って、大臣から輸入許可(IA)を取得した上で、輸入製品を他者に販売及び譲渡することができます。

規程の内容

規程第118号の概要を以下に示します。

I. 補完財、テストマーケティング用製品及びアフターセールス サービス用製品の輸入

- API-P 保有企業は、その事業開発及び投資のために、テストマーケティング用製品、補完財又はアフターセールスサービス用製品として製品を輸入することができ、且つ、それらの製品を、大臣から輸入許可を取得した上で他者に販売及び譲渡することができます。
- API-P 保有企業が輸入できるテストマーケティング用製品の基準は以下のとおりです。
 - a. 製品が新品であること。
 - b. API-P 保有企業が生産できないものであること。
 - c. API-P 保有企業が保有する工業分野の事業許可又はその他の事業許可 に合致していること。

テストマーケティング用製品の輸入は、所管の技術省がその勧告において定める限定的な期間及び数量についてのみ、行うことができます。

- API-P 保有企業が輸入できる補完財の基準は以下のとおりです。
 - a. 製品が新品であること。
 - b. API-P保有企業が生産できないものであること。
 - c. API-P 保有企業が保有する工業分野の事業許可又はその他の事業許可 に合致していること。
 - d. API-P保有企業と「特別な関係」を有する海外の関連会社が生産していること。

「特別な関係」という用語は、API-I 保有企業と海外の会社との間における、 適用される会計基準に基づき、一方の当事者が他方当事者を支配する能力を有 する又は他方当事者に多大な影響を与える関係として定義されます。規程第 118 号において、「特別な関係」は以下により得ることができます。

- i. 経済活動についての経営を共有する契約上の合意
- ii. 株式保有
- iii. 定款
- iv. 販売店/代理店契約
- v. 融資契約
- vi. サプライヤー契約
- API-P 保有企業が輸入できるアフターセールスサービス用製品の基準は以下のとおりです。
 - a. 製品が新品であること。
 - b. API-P 保有企業が生産できないものであること、もしくは当該地域の市場における当該製品の入手可能性が限定的であること。
 - c. API-P 保有企業が保有する工業分野の事業許可又はその他の事業許可 に合致していること。

Ⅲ. 輸入許可(IA)の取得

輸入許可(IA) を取得するには、API-P保有企業は、 http:/inatrade.kemendag.go.id でのオンライン申請の提出により、国際貿易局

www.bakermckenzie.co.jp

本クライアントアラートに 関するお問い合わせ先



末冨 純子 カウンセル(東京) 03 6271 9741 junko.suetomi@bakermckenzie.com



Wimbanu Widyatmoko パートナー(ジャカルタ) +62 21 2960 8694 wimbanu.widyatmoko@bakernet.com



Mochamad Fachri パートナー(ジャカルタ) +62 21 2960 8547 mochamad.fachri@bakernet.com



Riza Fadhli Buditomo アソシエイト (ジャカルタ) +62 21 2960 8569 riza.fadhli.buditomo@bakernet.com



Gading Bhimaskara アソシエイト(ジャカルタ) +62 21 2960 8648 gading.bhimaskara@bakernet.com

長(以下「**局長**」といいます。)を通じて大臣に申請しなければなりません。 申請には以下の書類を添付します。

- a. API-P 保有企業が有する工業分野の事業許可又はその他の事業許可の 写し
- b. 有効な API-P の写し
- c. 補完財の輸入について要求される、外国企業との「特別な関係」の証明
- d. 所管の技術省、すなわち産業省からの勧告

申請が承認された場合、局長は、不備のない申請一式の受理から5営業日以内に輸入許可(IA)を発行します。輸入許可(IA)は、技術省がその勧告において指定する期間、有効となります。API-P保有企業は、輸入申告書(PIB)に輸入許可(IA)の番号及び日付を記入しなければなりません。これは、実際には、API-P保有企業が輸入許可(IA)を取得したにもかかわらず輸入申告書にその番号及び日付を記入しない場合、輸入製品が保税地域を通過することができない可能性があることを意味します。支障が生じないようにするため、API-P保有企業は製品の通関手続きの前に、通関業者又は乙仲と連携することが推奨されます。

API-P 保有企業は輸入許可(IA)を取得した後、その輸入活動についての四半期報告書をオンライン・システム(http://inatrade.kemendag.go.id)を通じて提出することが義務付けられます。

Ⅲ. 輸入許可の取消

API-P 保有企業が以下に該当する場合、輸入許可(IA) は取り消される可能性があります。

- a. オンライン・システムを通じた輸入に関する報告書の提出を2度怠った場合。
- b. 輸入許可 (IA) の日付又は情報を変更したことが証明された場合。
- c. 輸入許可(IA)の発行後、輸入許可(IA)の取得の要件として提出されたデータ又は情報に、虚偽または誤りがあることが判明した場合。
- d. 税関からの情報に基づき、通関に関する事項において違反行為を行った場合。
- e. 法的拘束力のある判決により、輸入許可の不正使用の有罪判決を受けた場合。

API-P保有企業は、輸入許可(IA)を、その取消から1年経過後に再申請することができます。

検討すべき対応

規程第 118 号は、2016 年 6 月 30 日より前に満了する PI ライセンスは 2016 年 6 月 30 日まで効力を維持する旨を定めています。よって、API-P 保有企業には、完成品の輸入を継続できるよう、PI ライセンスの満了と同時に(又は満了前に)輸入許可(IA)の申請を検討することをお勧めします。規程第 118 号が比較的新しく、検証されていないことを考慮すると、この規程の実施後 1、2 ヶ月の間に何らかの問題が生じることが予想され、これには、商業省の局長から輸入許可(IA)を取得する手続きに係るものも含まれます。

www.bakermckenzie.co.jp

ベーカー&マッケンジー 法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-10 アークヒルズ仙石山 森タワー28F Tel 03 6271 9900 Fax 03 5549 7720 http://www.bakermckenzie.co.jp

今後の見通し

規程第118号は、規程第70号により廃止された、他者に販売するためのテストマーケティング用製品、補完財又はアフターセールスサービス用製品として製品を輸入する、API-P保有企業の例外を復活させることから、API-P保有企業から歓迎されるものと思われます。

規程第 118 号の実施は、その発効後、毎年評価されることにご注意ください。 よって、規程第 118 号の公布は、完成品又は製品の輸入に関する、政策に基づ く暫定的な措置とみなすことができます。従って、規程第 118 号は、かかる評 価に基づき随時撤回される可能性があります。

©2016 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)は、スイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。